

平成26年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成26年5月19日（月）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【区政情報課長】本日は、皆様にはお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまより、新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱式を始めさせていただきます。

本日進行役を務めさせていただきます、区政情報課長の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、皆様の自席にて委嘱状のほうを交付させていただきます。中山区長から委嘱状のほうを交付いたしますので、自席でお受け取りをいただければと思います。

交付につきましては、私から見て右のほうの列の先頭から、それで左のほうの先頭からといった順で交付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、山口邦明様。

【区 長】委嘱状、山口邦明様。新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱します。委嘱期間、平成26年5月1日から平成28年4月30日まで。平成26年5月1日。新宿区長中山弘子。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】続きまして、小林弘和様。

【区 長】委嘱状、小林弘和様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】山田外彦様。

【区 長】委嘱状、山田外彦様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】ひやま真一様。

【区 長】委嘱状、ひやま真一様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】池田だいすけ様。

【区 長】委嘱状、池田だいすけ様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】野もとあきとし様。

【区 長】委嘱状、野もとあきとし様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 沢田あゆみ様。

【区 長】 委嘱状、沢田あゆみ様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 久保広介様。

【区 長】 委嘱状、久保広介様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 林直樹様。

【区 長】 委嘱状、林直樹様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 鱒沢信子様。

【区 長】 委嘱状、鱒沢信子様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 鍋島照子様。

【区 長】 委嘱状、鍋島照子様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 河邑環様。

【区 長】 委嘱状、河邑環様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 岡本知之様。

【区 長】 委嘱状、岡本知之様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 瀬川隆生様。

【区 長】 委嘱状、瀬川隆生様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 鷺野美穂様。

【区 長】 委嘱状、鷺野美穂様。以下、同文ですので省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 それでは、続きまして、中山区長からご挨拶申し上げます。

【区 長】 区長の中山でございます。新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま皆様に、これから2年間の委嘱状をお渡しいたしました。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様には日ごろから新宿区政の進展のためにご指導・ご尽力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。皆様、公私ともお忙しいところを、先ほど申しましたように、この審議会委員のご就任を快くお引き受けいただきまして、私ども、とても感謝を申し上げるところでございます。

この審議会は、情報公開制度と個人情報保護制度という2つの制度の運営に関しまして、審議やご助言をお願いするものでございます。当区の情報公開制度は、現在の情報公開条例の前身でございます公文書公開条例の施行から28年目を迎えております。また、個人情報保護制度につきましても、途中、平成17年の全部改正を経て、24年目に至っております。新宿区におきましては、これら2つの制度の趣旨にのっとり、適正な区政運営を心がけているところでございます。

私は、今の時代は誰もが当事者となって、それぞれ多様に担い手となっていただくことが非常に重要であると考えております。そうしたことを考えますと、区政の透明性を高めるということは不可欠でございます。そうした意味で、こうした情報公開条例や、それから個人情報保護条例の運用というのは、大変に重要な役割を持っていると考えております。そうした観点から、ぜひ委員の皆様の指導とご協力を得まして、さらによりよい制度として育ててまいりたいと考えているところでございます。どうか委員の皆様にはぜひとも忌憚のないご意見をいただきまして、この審議会を実りあるものとしていただくことを心からお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、この新たな任期が始まりました新宿区情報公開・個人情報保護審議会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 それでは、大変申しわけございませんけれども、区長、この後公務が入ってございまして、また、本審議会の所管部署でございます区長室の橋口区長室長につきましても同様でございまして、ここで退席をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【区長】 皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】 それでは、引き続きまして、本日初顔合わせとなります。15人の委員の皆様のうち、今回6人が新しい方ということで、残り9人再任といった状況でございます。お一人お一人、私のほうからお名前のほうをお呼びいたしますので、ご起立をいただいて、一礼をい

ただければというふうに思います。

まず、学識経験者でございます。山口委員でございます。

同じく学識経験者といたしまして、小林委員でございます。

同じく、山田委員でございます。

新宿区議会からは、ひやま委員でございます。

同じく、池田委員でございます。

野もと委員でございます。

沢田委員でございます。

久保委員でございます。

区内関係団体関係者といたしまして、町連のほうから、林委員でございます。

民生・児童委員協議会のほうから、鱒沢委員でございます。

消費者団体連絡会から、鍋島委員でございます。

東京商工会議所新宿支部から、河邑委員でございます。

連合新宿地区協議会から、岡本委員でございます。

公募の区民委員といたしまして、瀬川委員でございます。

同じく、鷺野委員でございます。

それでは、事務局の職員をご紹介します。

まず、私、当審議会を所管いたします区政情報課、区政情報課長の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、広報係長の山川でございます。

情報公開主査の川野辺でございます。

情報公開担当の岩崎でございます。

以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆様のお手元でございます審議会の概要のほうについて、簡単にちょっとご説明をさせていただければと思います。

資料1をごらんいただけますでしょうか。

もう既に皆様ご存じかと思うんですけれども、情報公開制度、それから個人情報保護制度、2つの制度がございます。当審議会につきましては、双方の制度の運用、それから、いわゆる個人情報の場合はいろいろ制限がございます、その適正な運用についてご議論、また諮問についてのご意見をいただくといった形で審議会のほうを運営してございます。

記載のとおり、所掌事務として、情報公開制度につきましては、当審議会でご主にお諮りするということよりも、むしろ制度についてご報告をしたり、それから、制度の変更がある際に、こちらのほうでご審議いただくといった形になります。

また、個人情報につきましては、本日もこの後、案件ございますけれども、個人情報の取り扱いに関する運用、その方法について、プライバシーがしっかり守られているかどうかといった視点から、皆様にご議論いただき、ご意見を頂戴するといった機能が主なものとしてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

構成は、ごらんいただきますとおり、今ご紹介したとおり15名の委員で、任期は2年。この5月1日から28年4月30日までという任期でございます。

もちろん審議会委員にも守秘義務がございますので、そこら辺はもう言わずもがなということかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、年間の開催予定でございますが、おおむね8回。今回、9回目を予備日として設定してございますけれども、本日机上に年間の予定表が、横版、A4の横サイズで配付してございます。本年度はこの日程で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。3月末の第9回目については、臨時日ということがございますので、特に案件がございません場合は開催はしないといったことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委嘱式のほうはこれにて閉会をさせていただきたいと思っております。

続きまして、引き続き、平成26年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会のほうに移らせていただければというふうに思います。

それでは、これより開会をさせていただきます。

会長、副会長選出まで、私のほうで進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、会長、副会長の選出といったことで、条例の規定に基づきまして、審議会条例の第4条で、会長は委員の互選によるということになってございます。どなたか適任者をご推薦いただく声ございましたら、ご発言のほう、いかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】山田でございます。それでは、私からご推薦を申し上げたいと思っております。

山口委員におかれましては、これまでも審議会の会長として、本当に識見並びに経験も豊かでございます。その立派な足跡については私も本当に感銘をいたしております。それで、審議会のやっぱり継続性ということも考えまして、山口委員については引き続き会長として最適

任であると私ども考えておりますので、ぜひ皆様のご賛同を得て、山口会長についてご推薦申し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

【区政情報課長】ただいま、山口委員をとのお声ありがとうございました、皆様、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【区政情報課長】それでは、拍手をもってご承認をお願いいたします。（拍手）

それでは、山口委員には引き続き会長をお願いさせていただきます。

お席のほう、大変恐縮でございますが、会長席のほうにお移りをいただければというふうに思います。

それでは、会長が選出されましたので、これからの進行のほうは会長のほうをお願いをいたしたいと思います。どうぞ会長、よろしくお願ひいたします。

【会 長】それでは、副会長の互選について、私のほうで進行をいたします。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する重要な役目でございます。副会長は委員の互選によることになっておりますが、職務の重要性を考慮し、会長に一任ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】まことに恐縮でございます。それでは、前期も副会長をお務めいただきました小林先生にぜひ副会長をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。（拍手）

じゃ、小林先生、こちらのほうへ。

【区政情報課長】会長。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】それでは、会長、副会長の選出がこれで済みましたので、この期、改めてお願ひいたしますお二人から一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【会 長】もう私もこの委員会は相当長くなって、何年やったか忘れちゃうぐらいになりましたけれども、皆様のご推薦をいただきましたので、今期も会長をとということで務めさせていただきます。会長1人で審議会が進んでいくわけじゃございませんので、皆様の協力をぜひよろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。（拍手）

じゃ、小林さん。

【副会長】私のほうは、会長を支えるということですが、今まで余り仕事していないので、このまま楽にやれるかなと思うんですが、皆さんのご意見をなるべくお出しただいて、私どもが余り発言しなくて済むような、そういう委員会が一番ベストかなと思いますので、よろしく願いをいたします。（拍手）

【会長】それでは、進めてよろしゅうございますか。

それでは、これから私のほうで議事の進行役を務めさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

最初に、事務局から本日のことで説明があれば、お願いしたいと思いますが、よろしく、はい、課長。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。

まず、初回ということで、もう再任の方はご協力をお願いしているところでございますけれども、当審議会の議事録につきましては、それぞれ作成をしホームページにアップをさせていただいておりますし、附属機関ということでございますので、名簿もホームページ上で公開をさせていただいております。また、会議に際しましては、正確な議事録を作成するために、皆様のご意見等々を録音させていただいておりますので、その件について、あらかじめご了解をいただければということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】ただいま事務局からご説明がありましたけれども、この審議会は公開ということになっております。したがって、会議録をホームページ上に掲載していくということも必要かと思っております。

委員名簿の公表ですが、私たちは区長から委嘱された特別職の公務員ということでもありませんし、会議も公開している以上、特に委員氏名を隠す理由もありませんので、構わないと思っておりますけれども、それでよろしゅうございますか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】じゃ、特別異議もございませんので、続いて資料の説明を区政情報課長からお願いいたします。

【区政情報課長】区政情報課長です。

それでは、本日（５）以降、諮問・報告事項ということで、８件の案件をきょう、資料のほうをお配りしてございます。諮問が２件、それから６件が報告といったことでございます。

まず、皆様のお手元に資料５「新宿区立公園等における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等について」、諮問事項でございますが、この資料、アから、資料５から、最後が「ワーク・

ライフ・バランスに関する「働きやすい職場づくり」に係るセミナー運営業務の委託について、報告事項でございますが、ここまでの資料を配付させていただいております。それぞれ、資料5につきましては附属資料として5-1から5-3まで、それから、資料11につきましては同様に資料11-1から11-3まで、追加で資料がついてございますが、ご確認のほど、よろしくお願いたします。

もし不足ございましたら、お申しつけくださればお手元のほうにお持ちいたします。いかがでございましょうか。

【会 長】資料はよろしゅうございますか。

よろしいようですので、次に進めて。

【区政情報課長】それでは、先ほど審議会の年間日程のほうをお示ししてございます。一応9回のところまで日程は入ってございますが、あらかじめ委員会室の確保等々も含めまして年間スケジュールを毎年定めさせていただいておりますので、ぜひそのような形でご協力をお願いできればというふうに思います。

それから、後ほど制度の概要等々をご説明させていただきますけれども、皆様に今回、新しい委員の皆様には、この審議会の委員報酬をお支払いするに際しまして、口座振替をお願いしてございます。口座振替の用紙を、事前にお送りしましたものにつきまして、本日、事務局のほうにお預かりをさせていただければというふうに考えておりますので、お帰りの際にぜひ担当職員のほうにお渡しをいただきますよう、よろしくお願いたします。

それから、先ほども申しましたとおり、8件の案件ということですので、きょう、精力的に、初回の方もございますけれども、どうぞよろしくご審議のほど、お願申し上げます。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、次第に沿って、事務局から情報公開制度、個人情報保護制度の説明をお願いいたします。はい、どうぞ、区政情報課長。

【区政情報課長】時間も少のうございますので、簡潔に説明させていただければと思います。

まず、皆様、お配りしてございます資料2でございます。「新宿区における情報公開制度（概要）」というものでございます。

一応、私どもの条例で定めます情報公開につきましては、今回、昨年7月から、対象権者を「何人も」ということで、どなたでも請求できるといったことで、請求権者の拡大をさせていただいているところでございます。それぞれ、区のほうではできる限り情報を公開し、透明

性を高め、より区民に近い区政をとったことを方針にして進めてまいります。

一方では、その中に含まれる個人情報については、プライバシーを保護するといった視点が不可欠でございまして、個人情報保護制度につきましても同様に、情報公開とセットで、一体の制度というふうに我々考えてございまして、当審議会でもそのような形でご審議をいただくといった流れになってまいります。

それぞれ個別に、情報公開のほうにつきましては資料のほうをごらんいただければというふうに考えてまいります。一応、こちらよりもむしろ、審査会というのがございまして、情報公開制度を使って公開請求を求めた際に、区のほうで、実施機関のほうで情報の一部を公開せずに出したものなんかにつきましては、年間3件から5件程度、異議申し立てというのが出てございます。それにつきまして、その公開の決定が正しかったのかどうかというのを、実は、個人情報保護審査会といった別の機関で、附属機関で審議をしておりますが、どちらかというところと情報公開制度はそちらの審査会のほうの運用・運営が主にかかってくるものでございます。

お聞きいただいて、2ページ目、3ページ目、この中で請求方法・決定手続等で、若干ことしから変えているところがございまして、その点だけご紹介をさせていただきます。

実は、今まで情報公開をするには課単位、各課で請求を行ってございましたが、複数の課にまたがるような案件が昨今ふえてございます。そういったところで、複数課にまたがるようなものにつきましては、基本として区政情報課が一元的に集約し、その公開すべき文書を取得して請求者に公開するといった、集約する窓口としての機能を今年度から動かしてまいります。

また、通常はペーパーのみで交付をしておりました交付の方法でございまして、ことしからCD、いわゆる光ディスクで交付をするといったことも追加をし、よりできる限り公開をしていただけるように、公開というか請求をしていただけるような制度として運用を進めているところでございます。

大変雑駁ですが、情報公開につきましては以上でございます。

もう一つ、続けまして、個人情報保護制度でございまして、こちらはまさにこの審議会に取り扱っていただく重要な制度でございまして、先ほど申し上げたとおり、個人情報を保護するために、いろいろな制約を条例で規定してございます。

1枚目、1ページ目の収集の原則といったところで禁止事項が定められてございます。いわゆる本人外収集については原則例外扱いといった形になってございまして、この審議会承認を得るといった形が前提になってございます。また、他の法令に定めがあるときといったことであるとか、その他、いわゆる緊急事態、身体・生命・財産の保護のためといったことで規定

がございます。このような形で、いわゆる本人以外からの収集、勝手に集めることを原則例外として取り扱っているといったことがございます。

おめくりいただきまして、特にこの審議会で議論をいただく内容が多くなっているものが6番の目的外利用の制限でございます。個人情報収集した目的につきましては、当初、その目的に沿って利用するといった原則になってございますが、それをほかの目的で、区が勝手に、区の内部で利用してはいけないよといった規定でございます。もちろん、法令に根拠があるとか、それから審議会の意見を聞いて承認を得るといったことで取り扱いのほうを進めてございますので、この審議会でご議論いただく機会も多くなってございます。

それから、同様に7番、外部提供ですね。警察も含めて、いろいろな機関、公的機関も含めまして、新宿区以外に個人情報を提供する際は、この外部提供の制限に全てかかってまいります。これも内容として①から④、同様の内容になってございまして、この審議会の意見を聞いた上で、いわゆる公的な利益と申しましょうか、承認を得た場合については外部提供の制限を解除して提供することができるといった規定になってございます関係で、案件として、結構ここでご審議いただくことが多くなってございます。

それから、きょうも案件として多いんですけれども、3ページ目、8番、業務委託等に伴う措置として、個人情報を取り扱う業務、これを委託する場合は、この審議会のほうに事前に報告をするといった規定になってございますので、ここの審議会でご議論いただく案件も多くなってございます。

それから、後ほど情報セキュリティポリシーについては情報政策課長から詳しくご説明いただきますが、いわゆる情報システムの開発、これも個人情報を取り扱う情報システムの開発については、この審議会でご議論いただくといった形になってございますので、よろしく願いいたします。

後ほど、そのほかの部分につきましては、いろいろ条例に沿って資料、たくさん記載ございますけれども、ご質問またはお尋ねをいただければというふうに思いますので、きょうはお時間の関係で、この程度にとどめさせていただければと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き資料4の情報セキュリティポリシーについて、こちらは情報政策課長より説明をお願いします。よろしゅうございますか。どうぞ。

【情報政策課長】 情報政策課長、熊澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、貴重なお時間頂戴いたしまして、新宿区が情報の保護に対してどのように取り組んでいるのかということをお手元のレジュメに沿って簡単に説明させていただきたいと思っております。資料はお手元にありますね。

1番、情報セキュリティと個人情報保護についてでございます。この中では、情報セキュリティ対策の必要性について説明させていただいております。

私たちの生活を豊かに、そして便利にしてくれるパソコンやインターネット、今や民間企業とか公共機関、そして子どもから高齢者に至るまで、多くの一般区民の皆様にとってなくてはならないものとなってきております。その中で、生活が豊かに、便利になるように進めているわけですが、その一方で、情報の漏えいやホームページの改ざんとかいう危機も増大してきてございます。こうした脅威の中から個人情報を含む全ての情報を守って、区民の皆様の財産、情報、プライバシーの保護に万全を期すためには、情報セキュリティ対策は欠かせないものとなっております。

そこで新宿区では、2番の新宿区情報セキュリティポリシー、こういうものを定めまして、職員の意識向上、そして組織としての意思統一、これを行い、全庁挙げて情報の保護に取り組んでいるところでございます。

それでは、新宿区情報セキュリティポリシーって何だろうというご説明でございますが、このセキュリティポリシーは平成15年8月、こちらにこのポリシーを制定いたしました。このセキュリティポリシーとは、区の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取まとめて文書化したものの総称を指してございます。

下の図にございますように、左側の三角形でございます。三角形の一番上に情報セキュリティ規則としてございますが、この情報セキュリティ規則では基本的な考え方、これを規定させていただいております。その下のところですが、情報セキュリティ対策基準、こちらでは、情報セキュリティ規則で定められた内容を確保するために必要な行為、それから判断基準等を制定してございます。そして、この規則と対策基準、これをもとに、各課の手順である情報セキュリティ実施手順というものを定めておりまして、各課において適切に対応しているところでございます。

次に、情報セキュリティポリシーを維持するための体制ですが、次のページをお開きください。3番で「情報セキュリティポリシーを維持するための体制」としてございます。では、その決め事、ルール、こちらをどのようにして守っていくのかという、その体制でございますけれども、まず、情報化統括管理者——CIOと申しますが——に副区長を任命しまして、その

もとにネットワーク管理者、これを総合政策部長に任命をしてございます。さらに、各所属における情報資産について、統括情報セキュリティ責任者として部長職、その下に情報セキュリティ責任者として各課長職を定めて、セキュリティ対策の役割や権限、管理や責任の所在を明確にして取り組んでいるところでございます。

最後に、具体的な情報セキュリティ対策でございます。情報セキュリティポリシーでは、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守っていくのか、こちらについて基本的な考え方を、次の（１）番から（３）番に分類して規定してございます。

（１）番の物理的な対策としてございますけれども、こちらに２点ほど掲げさせていただいてございます。

最初に、８階の情報政策課というところに対してでございますが、こちらはいろんな情報が集約されて、集まってくるところでございます。サーバーだとか、以前はホストコンピューターもございましたが、ホストコンピューターは、耐震の関係で、昨年度、データセンターのほうに移設をした状況でございます。その中で、いろんなコンピューターが集まってくる、そこで、事務室、コンピューター室等にＩＣカード、それから監視カメラによる入退室管理等を施しまして、情報セキュリティ対策の物理的な対策を行っている。

それから、震災等の、地震等の対策についてでございますけれども、免震床だとか、防災監視盤等々ですね。また、本庁舎の免震工事というのを今現在進めているところでございます。また、先ほど申しましたデータセンター、こちらも活用しながら、物理的な対策を施しているところでございます。

（２）番、こちらは技術的な対策としてございます。こちらにいろいろポチで書いてございますけれども、定期的なバックアップ、それからＩＤ、パスワードの設定、ログの保存、ウイルス対策やファイアウォールなど、詳細にわたってさまざまな規定を設けているところでございます。特に、職場では時間がなくなってできないから自宅に帰ってから仕事をしようだとか、自宅のソフトやデータを職場のパソコンに取り込もうだとかという、フロッピー、それからＵＳＢフラッシュメモリだとか、ＭＯ、ＣＤ、ＤＶＤ等、各メディアを使用した外部との接続、こちらについては禁止をしております、厳しく対策を規定しまして、情報管理を守っているところでございます。

最後に、人的な対策でございます。こちらに周知徹底と研修というふうに書いてございますが、周知徹底の部分では、情報セキュリティの自己チェックということを各職員、全職員が毎年度実施しているような状況でございます。それから研修でございますが、新規採用職員はも

とより、全庁の各課の担当者を対象に、セキュリティ研修というのも新たに、毎年定例的に実施しているところでございます。

そのほか、内部監査、それからリスク分析等も、毎年定期的に実施してございます。

今後も、このセキュリティポリシーに基づきまして、区民の皆様方の個人情報、財産、プライバシーの保護、こちらに全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

雑駁ではございますが、簡単に説明を終わらせていただきます。以上でございます。

【会 長】どうもありがとうございました。

本審議会の審議には、ただいまご説明を受けました情報公開制度、個人情報保護制度、情報セキュリティポリシーのそれぞれが、内容を理解することが必要になってはきます。そこで、皆様がただいまお聞きになった範囲で、ご質問があればお聞きします。なお、これはきょうだけ、今全て質問を受けるというよりも、その都度、議題の途中で疑問を持たれたときにご質問いただければ、ご説明するという態勢で進めたいと思っておりますので。ただ、きょう、ぜひ今ご質問したいなという方がございましたら、ぜひご発言ください。ご質問ございますか。

じゃ、とりあえず、きょうはちょっと審議事項が多いので、一般的なご質問は後でまた、機会を見てお受けすることにします。

それでは、早速審議に入りたいと思います。本日は審議案件が多くなっております。説明される方は、資料を読み上げるのではなく資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

次第に沿って進めてまいります。

それでは、最初の資料5「新宿区立公園等における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【区政情報課長】会長、事務局です。

【会 長】どうぞ、区政情報課長。

【区政情報課長】すみません、この案件、ごらんいただきますとおり、危機管理課とみどり公園課というふうになってございます。この防犯カメラの設置につきましては、平成17年度に当審議会にお諮りをし、いわゆる建物内の防犯カメラについて要綱を設置し、運用するといったことをご承認いただいております。今回、この案件を改めて改正という形でおかけをさせていただきます。と申しますのは、後ほど説明ございますけれども、公園の中に今回設置をするといった必要性が出てまいりました関係で、従来、建物の中だけといった要綱の取り扱いについて拡大をさせていただくと、対象を広げさせていただくといった改正を行います。その要綱

の改正部分につきましては危機管理課のほうが主な所管になってございまして、今回広げるに当たっての公園に設置するといった要件の必要性につきましてはみどり公園課のほうからご説明をさせていただくといった、それぞれの役割分担で進めさせていただければと思います。

以上です。

【会 長】じゃ、最初はどちら。危機管理課のほうでしょうか。

【安全・安心対策担当】区長室の安全・安心対策担当、嶋田でございます。

それでは、お手元の資料5-1、5-2になります。

【会 長】どうぞお座りになって。

【安全・安心対策担当】ありがとうございます。失礼いたします。

今回、今、課長からご説明がありました、平成17年度に審議をいただきまして、適正に運用してまいりましたが、今回改正点、要点につきましては、資料5-1、新旧対照表の下線部分になります。

まず、第1条の目的。規定整備を行いまして、現行では指定管理に関する部分を盛り込んでおりましたが、こちらのほうを第6条、指定管理施設等の措置、こちらのほうに盛り込ませていただきまして、第2条3項を追加いたしまして、区の施設を明確にいたしました。ということで、区の施設を限定的にア、イ、ウ、エというふうに列挙させていただきまして、明確にさせていただいたところでございます。

要綱の改正案につきましては以上であります。

【会 長】次は何……。

【みどり公園課長】みどり公園課長でございます。

【会 長】はい、公園課長、よろしく申し上げます。

【みどり公園課長】では、着席のままで失礼します。

それでは、先ほど区政情報課長から公園まで拡大するといった形でご説明がありましたけれども、近年、公園は基本的には誰でも自由に使えるという空間ではありますけれども、公園の中で犯罪行為ですとか、犯罪に発展するおそれのある、迷惑行為と私ども呼んでいますけれども、そういった行為が幾つかの公園で発生をしております。私どもも、基本的には巡回ですとかパトロール、そういった形でそういった犯罪行為の抑止に努めてきたところですが、近年ではなかなかそういったソフト的な対応というのが成果につながってこないという現状もございます。特に今予定しているところが、2つほど公園があるんですけれども、そういったところでもやはり青少年の非行行為ですとか犯罪行為、恐喝とかそういった類いの行為が頻

発しているという状況を見まして、今回、公園についても防犯カメラを設置していこうということで、お諮りするものでございます。

お手元に「新宿区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領（案）」というのが配付されてあるかと思えますけれども、簡単に概要を申し上げますと、大もとの危機管理課でつくっている要綱の第13条には、実際に運用するに当たっては実施細目という形で、それぞれの所管で定めることができるとなっておりまして、それに基づく要領でございます。

第1条、第2条は省略いたしまして、第3条につきましては、どういった場合に設置できるのかということの規定でございます。書かれておりますが、「犯罪又は迷惑行為の発生の事実があった場合」、「発生のおそれがある場合」、「防止のための相当の理由があると認められる場合」といったような規定がございます。

ただ、だからといって直ちにということではなくて、しっかり第三者の意見も聞いていく必要があるだろうということで、第3条第2項には「警察その他の関係機関から必要な助言を受ける」ということで、警察等からも防犯カメラの必要性について助言を受けるという形になってございます。

また、第4条では、その必要がなくなった場合、防犯カメラは当然に廃止ということになりますから、「廃止しなければならない」という形で、こちらは少し強目の規定にしております。

第5条から第9条に関しましては、要綱に基づく運用に関するところで、公園ではどうするのかということ細かく定めているものでございます。

それから第10条では、これは、公園は基本的に屋外にあるものですから、細かく運用に関してはチェックをして、状況を把握しておく必要があるということから、基本的には月に1回、運用状況というのを確認して、報告を受けるという形にしております。

また、第11条では、外見上の防犯カメラの準用ということで、ダミーカメラですね、いわゆる。それにも適用しようというものでございます。

また、研修という形で、第12条では、管理者、ここでは私になりますけれども、私が実際に運用する責任者ですとか取扱者に対して、年に1回以上、研修を実施するということの規定をしております。

大変雑駁ですが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【会 長】区政情報課長。

【区政情報課長】それでは、まとめてになりますけれども、きょう、皆様のお手元、5-1、

5-2は今、5-3までご説明がございました。

両課まとめた部分で、今回その改正、それから拡大に当たりまして、当審議会におかけする内容としては、一つは、こちらの本人外収集です。ご本人、認知せずに、認知せずにというのは、公園にも防犯カメラが設置してありますというのは表示を当然するわけですが、知らない間に録画をされているといったことがございます。これは個人情報の本人外収集に該当いたしますので、本人外収集について、拡大する部分につきまして、一つは諮問としてご承認をいただきたいといったことでおかけしているものでございます。もう1点が、この録画されている画像につきましては、従前から要綱に基づいて捜査機関からの照会に応じて情報提供している案件がございます。これと同様に、その要綱の8条の規定に照らしまして、捜査機関等からの照会に際して画像を提供するといったことで、画像情報の外部提供といった案件がございますので、本日、この2つを諮問事項として、資料5という形でご審議をいただくことをお願いするといった運びになります。

以上でございます。

【会長】最初は資料の説明があったんですけども、今、区政情報課長が議案、議題の説明をされたんですね。それが資料5の、1枚目は件名が書いてありまして、2枚目に事業の内容って、何をするかという事業の内容、実態が書いてあるんですね、目的等。3ページ目に、先ほど出ました本人外収集、本人とは関係のないところから個人情報を収集しますよと。これは、この審議会に諮問して、審議会の承認を得ることになっていますので、これが諮問事項1つ。その次の4ページが、これは外部提供。これ、区役所以外で使うことなんですけれども、外部に提供する場合も、やはり本審議会の承認を得ることになっておりますので、これが本日の審議事項。したがって、本件につきましては、本人外収集の議題と外部提供の議題と、2つ諮問されているということでございます。

それでは、何か今ご説明受けましたことにつきましてご質問がありましたら、どちらからでも結構ですので、ご質問をお願いいたします。

はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】今回は公園のほうに新たに設置するというので、新たに条項をふやすというようなことがまず一つあると思うんですけども、平成17年にこの要綱が決まりまして、公園及びこれに関する施設という形で今回諮問があるわけですが、公園というのは、もともとは区民の憩いの場という形で設置をされているわけですよね。そこに防犯カメラをつけるということで賛否両論、当然出てくることだとは思いますが、先日も高田馬場三丁目等に

おきましての放火事件とかいろいろありまして、確かに防犯カメラというのはそういう物に対する抑止力、また、実際に犯罪の解決手段の一つに今やなっているのかなという感もしております。

そういった中で、公園というところで、2カ所を今新宿区ではお考えということでお聞きしておりますけれども、これは、すみません、どことどの公園というのは言えるんですか。

【会 長】説明してください。どうぞ。

【みどり公園課長】あくまで予定ということで申し上げますと、新宿遊歩道公園四季の路です。四季の路と、ちょっと地元の委員もいらっしゃるんであれなんですけど、西早稲田児童遊園。この2カ所でございます。

【会 長】はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】それらの公園の設置については、例えば地元からの要望があったのか、なかったのか。その辺についてはどうなの。それとも、新宿区が、失礼な言い方ですけども、勝手にそこを指定して、危険性が高いということで指定したのか。その辺の経過はどういう状況なんでしょう。

【会 長】ご説明ください。ちょっと2人の説明者がいますので、自分の立場をご説明。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

私どもから防犯カメラというのは、やはり積極的につけるというのはいまだに抵抗がございまして、地元からとか、あと警察からも、つけてはどうか、つけてほしいといった要望があったという事実はございます。

【会 長】はい、ひやま委員。

【ひやま委員】今言った2カ所に関しましては、地元からの強い要望があって、それで区が動くというような形という理解でよろしいわけですね、まず一つは。

それで、17年度の資料をちょっと読ませていただいたんですけども、すみません、この防犯カメラがあって、そのサーバーがあるわけなんですけれども、これの状況ですよ。もう一度、すみません、その当時と重複するかもしれませんけれども、常時それは閲覧が要するにできるのか、できないのか。それとも、決められた人間なら常時できるのかとか、その辺の状況ですよ。要するに受動体としてのサーバーとして、どんな状況になるのか、すみません。

【会 長】じゃ、ご説明ください。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

今考えておりますのは、私どももやはり常時モニターするということではできませんので、機

械に、機械そのものにサーバーといいますか、保存するような媒体があると。必要に応じて、それを取り出して処理するといった形を今のところ考えております。

【会 長】はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、先ほどご説明にありました、この管理責任者が月に1度という形で、月に1回それを確認するというような形。それと、データについては、基本的には月に1回保管して、消去するというような考え方なのか。

それともう一つ、資料にありました保管期間の延長申請書——というのがここに入っていますよね——との関連性とかについて、ちょっとご説明いただけますか。

【会 長】ご説明ください。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

まず、保管期間なんですけれども、1カ月に1回チェックはするんですが、今、機械がいろいろ高性能にもなってきたございまして、7日たったら自動的に消去するといった仕組みにも設定することが可能になっております。月に1度、中身をチェックして、問題ないということであれば、その時点でも消去するといった対応が可能かと考えております。

それから、画像延長の話ですけれども、保管期間の延長の話ですけれども、要綱のほうで、延長が必要になった場合はこういう手続をとりなさいというような規定がございますけれども、一応それを実際に運用する形で私どもの要領の中で、その場合は、きちんと課の中でも理由を明らかにして、それを管理者に報告して承認を得ると。そういう手続方法を定めておるんですけれども、現実としては、延長するというほどの事案は、通常の管理の中では発生しないのかなど。例えば外部提供する必要が生じたときに、その外部提供は当然長い期間、それ以上の期間が必要になりますから、そういったときに対応する必要が生じるのかなどというふうにも今のところ考えております。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】すみません、最後というか、まとめなんですけれども、要するに、外部提供するに当たって1週間なり1カ月なりの保管が、延長する必要がどうしても出てきた場合のみ、そういった書類を出していただいて、画像の記録の延長をするというような理解でよろしいわけですね。はい、とりあえず。

【会 長】はい、ありがとうございます。

ほかに、ご質問かご意見。

はい、鍋島委員。

【鍋島委員】 ちょっとわかんないんですけども、漢字、言葉がわからないんですけども。この6条のところに、管理者は、これは指定管理、施設に関連で、指定管理者または指定管理業務委託者に行わせることができるということで、指定管理の人も管理者なのかしらということがありますし、それから、資料5-3の、これはページ数が書いていないです。裏のところの9条には、防犯カメラ取扱者とか、それから管理者、それから防犯カメラ取扱責任者とかって書いてあるので、これは、このカンは何れがその責任者で管理者なのか。ちょっと具体的に何かこのかわりですと、防犯カメラ管理者は「みどり土木部みどり公園課長あて」ってなっているんで、これはちょっとわかんないんで、具体的に教えていただけません。誰が最高責任者なのか、わかんない。

【会 長】 まず、用語だけ説明してくれますか。それであると、どこが質問したいか、後でまた聞きますので、とりあえずちょっと用語の説明だけ、違いを説明してあげて。お願いします。

【みどり公園課長】 みどり公園課長でございます。

まず、要綱第6条で説明しますので、「指定管理者」とありますが、これは、公の施設を地方自治法に基づきまして、区とか行政以外の者が指定管理を受ける……

【鍋島委員】 指定管理者はわかります。

【みどり公園課長】 はい、失礼しました。

【鍋島委員】 指定管理者がどこに当たるのかというのがわかんないんです。この第5の、資料5-3の、3つありますよね、防犯カメラ取扱者とか。

【みどり公園課長】 はい。では、その点を説明いたします。資料5の、まず防犯カメラ、まず管理者からいきます。管理者は、課長ということになるんですが、みどり公園課長、私ということになります。

【鍋島委員】 管理者が課長ですか。

【みどり公園課長】 はい、そうです。

【鍋島委員】 そうすると、この資料の防犯カメラ管理者、みどり土木公園課長というのがこの資料5のところの5-3の、これは10条の、管理者というのはみどり公園課長なんですね。

【みどり公園課長】 はい。それから、防犯カメラ取扱責任者、これは主に係長級がそれに当たるのですが……。

【鍋島委員】 この区の方なんですね、これも。

【みどり公園課長】 そうです、はい。公園課でいきますと、東部、西部、それぞれ公園事務所というのがございますので、そこの長がそれに当たる。それから、防犯カメラ取扱者は、これ

は担当の職員ということになります。

【鍋島委員】それで、指定管理者はこの中の職員。うちも、消費者センターも指定管理者なんですけれども、職員ではないんですけれども、その6条の指定管理者に行わせることができるというんですけれども、この指定管理者はこれのどれかに当たらないんです。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

【会 長】はい、どうぞ、お願いします。

【みどり公園課長】指定管理者は、みどり公園課で作成している実施要領の中では、該当はしないということでございます。

【鍋島委員】そうすると、行わせることができるとなっていますけれども、指定管理者の何かこういう責任者はいないんですか。

【会 長】ちょっとすみません、何条を今やっているんですか。

【鍋島委員】今、6条。

【会 長】6条、資料5-3……

【鍋島委員】この資料1の6条と、資料5-3の、ページ数書いていないですけれども。

【会 長】条文で言ってください。

【鍋島委員】裏の10条。

【会 長】10条？

【鍋島委員】はい。資料5-3の2ページ目だと思うんですね、裏で。その10条。

【会 長】条文を言っていただければわかるんですけれども。

【鍋島委員】10条。10条です。

【会 長】そこの今の指摘された文章は、どこの文章ですか。行わせることができるというのは、どこをおっしゃって。

【鍋島委員】それ、10条と、それから、この資料5-1の6条の中の指定管理者の部分が、指定管理者という言葉が10条に、運用のところは何も入っていないので、このどこを見ても。だから、この指定管理者の行わせることができるという指定管理者は、このどれに当たるのかというのを聞きした。

【会 長】じゃ、区政情報課長。

【区政情報課長】紛らわしくて、大変申しわけございません。

みどり公園課が作成しています要領につきましては、これは直営のものを前提としているものですから、指定管理者が対象として、この条文には含まれておりません。これはあくまでも

みどり公園課が所管する公園の取り扱いのみといった要領になってございます。

一方で、防犯カメラの要綱につきましては、先ほど申し上げた施設も含めて、いろいろと全般が入ってございますが、ここについては指定管理業務を行っている施設がたくさんございますので、その中で、いわゆる指定管理業務を行う指定管理者、それから、施設管理をさらに指定管理者から受託する業者というか事業者はございますので、その範囲までを定めたものが要綱のほうの第6条といったことになってございます。したがって……

【鍋島委員】防犯カメラについては、指定管理者関係はないということなんですね。

【区政情報課長】公園課のほうで規定しているものはございません。

【鍋島委員】公園課では、指定管理者の方はいないということなんですね。

【区政情報課長】いないです、はい。

【鍋島委員】そうすると、そのほかのところの管理……

【区政情報課長】通常のはおりますので。

【鍋島委員】ほかのところはあるんですね。

【区政情報課長】ええ。これはだから、いわゆる施設を所管する所管が指定管理者に委ねることができるという規定でございまして、そこにやらせるといったことですね。それを要綱では規定して。

【鍋島委員】今の、きょうの個人情報の公開には、この資料5-1は余り関係ない資料ということなんですか。

【区政情報課長】資料5-1の第6条の件は、従前も上のほうに書いてあったんですけども。

【鍋島委員】ありました。

【区政情報課長】それを6条のところに整理をし直したというだけでございまして、いわゆる内容は全く変更はございません。従前どおり、指定管理者もその責任を負うといったことになっています。

【鍋島委員】指定管理者はいないから書いていないということ。

【区政情報課長】ええ、公園のほうはない。

【鍋島委員】はい、わかりました。

【みどり公園課長】会長、みどり公園課長。

【会長】じゃ、ご説明ください。

【みどり公園課長】ちょっと誤解があるといけませんので、公園も今、新宿中央公園というところが指定管理者制度を導入しております……

【鍋島委員】 うん、私もそうだと思います。

【みどり公園課長】 はい。また、新宿中央公園につきましては、きっちり24時間体制の警備業務といったこともやっておりますし、管理者も常時詰めておりますので、現在のところ、新宿中央公園で防犯カメラを設置するといった考えは持ってございません。

【鍋島委員】 中央公園は防犯カメラ、この情報の防犯カメラはないということ。いや、中央公園が指定管理者だったから、あれと思った。

【会 長】 よろしいですか。

ほかにご質問かご意見。

はい、沢田委員。

【沢田委員】 私もなるべくだったら防犯カメラなんて置かないでもいいような社会がいいなと思っているんですけども、ただ、地元の町会などの皆さんからの、安心のためにというご要望があることも存じ上げておりますので、それについてはきちっとした管理をしていかなくちやいけないというふうに思います。

今、鍋島委員がおっしゃったようなところは私もちょっと疑問に持ったところでありまして、中央公園はそういう形での警備体制があるからということなんですけれども、果たして、じゃ、ずっとそこにはそういう形でやるからカメラを導入しなくても済むのかどうかということも、今後はもしかしたらそういう話も出てくることもあるかもしれないということで、何かちょっとこの規定が二重になっているような感じがしたので、そういう疑問が生じたと思うんですけれども。

指定管理者に管理とか運用を任せるということにこれを見るときになっていて、それで、そのチェックは、報告を区のほうにするという形をとっているわけですよ、この大もとの要綱の条文だと。

ただ、警察とかだけじゃなくて、外部に提供する場合って幾つか8条のところに規定がありますけれども、それを、果たして外部に提供していいものかどうかという判断を指定管理者に全て任せてしまっているのかどうかということもちょっと疑問がありまして、そこはきちんと大もとの責任者である区のほうに相談をした上でされるべきではないかなというふうに思うんですね。そのところが、実際の運用上、どう担保されているのかなというところをお聞きしたいと思います。

【会 長】 ご説明、何かありますか。

じゃ、区政情報課長。

【区政情報課長】すみません、基本的に外部に提供の際には、その辺は全部または一部ということで委ねる規定がございますので、その協定の中で当然に排除していく必要は当然でございます。というのは、最終的に外部提供は捜査機関、ここに書かれているとおり、捜査機関と法令に基づくものしか外部提供してございませんので、本来、そこで犯罪を行われていると認知した場合、公務員の義務としてどうなんだろうかなというのはあるんですけども、一般的に外部提供という今、捜査事項照会と法令に基づく照会といったものの2本立てで、あとは生命・財産の危機が及ぶ場合といった特殊なものしかございませんので、形式的には、依頼がまず来れば、施設に来れば、それは所管課のほうに当然報告が上がってきて、それに対して出す出さないという判断を実際には所管課が行っているといった実態がありますので、当然、それについては協定の中でそういう対応をしていただくといったルールになるべきものというふうに考えています。

【会 長】はい、沢田委員。

【沢田委員】そうすると、指定管理者制度を導入したところでは、その指定管の事業者との協定の中できちんとそこも書き込んでいった中で、今言ったようなことが担保されているということですね。はい、わかりました。

【会 長】ほかにご質問。

じゃ、林委員。

【林委員】これ、分けて考えなきゃいけないのかを教えていただきたいんですけども、最初、公園の話だと思っていたところが、指定管理者によるところの指定をされている、要するに公共施設、例えば老人館だとか生涯学習館だとか、そういうところも含めるような話にも広がっていったらあれがあると思うんで。

分けて考えると、まず公園のほうなんですけれども、これ、24時間体制で稼働、カメラはまず稼働するものかどうか1点ですね。要するに、もう365日ずっと回っているものなのかどうかということが1点と、それから、どういう趣旨でもってこれ、先ほども会長からもあれが出ましたけれども、目的外の、目的はそもそも防犯の目的といっても、撮り続けるということになって、その中からセレクトする形になると思いますから、何が、趣旨としては防犯が、起こったときにこの人がおかしいというような、被疑者を決めるような形のあれでもって、容疑があるよというようなときに使うのか。それとも、もう絶えず見えて、そのためのあれなのかということになると、私ども区民の、多くの区民から、善良な区民から見ると、防犯も行き過ぎるとやっぱり監視になるんですね。

それでもう一つは、先ほどから皆様をご心配されているように、私も思うんですけれども、目的外というのははっきりしておかないと、ここ、いろいろ見ると、何かちょっとアバウトな、大体の概略的にしか書かれていないもんだから、これ、もうちょっとはっきり書いておかないと、目的外に使われるということになると、これはややもすると、やっぱりこれは漏えいという問題になってくると思うんですね。ですから、これ、漏えいに抵触せず、しかもあれだということになると、ここのところにもうちょっと、先ほどあちらの鍋島委員からもありましたけれども、2ページのところの第6条の「個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求める」というのは、これ、具体的に誰がどこにどういうふうに求めるかというのを、せっかくこれ、現行とあれっという形でもって、条例か何かをこういう形でもって改正案が書かれて、きょう審議するわけですから、ここに、もしできれば、ここのところをこういう表現よりも、もうちょっと具体的に書かれたほうがいいんじゃないかなと思います。

とにかく区民として困るのは、24時間監視されていて、それが漏えいされるというようなことになってくると、やっぱりこれは不安かなという気がいたします。

ありがとうございます。

【会 長】今の不安について、どういうふうにお考えになってこの制度は提案されているのか、ご説明ください。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

では、まず1点目の管理体制といいますか、どういう形で見ていくのかということですが、先ほども、すみません、説明不足で申しわけないんですが、基本的には、ずっと四六時中画面を見て監視するということはいたしません。確かにカメラは、物にもよりますけれども、基本的には24時間365日稼働しております。設定によりますけれども、基本的には1週間の画像を保管して、1週間たったらそれまでのデータが消去される。1週間ごとにデータが入れかわるといったような仕組みになっておりまして、それをしょっちゅう私どもが取り出して見て、犯罪が起こっていないかどうかというチェックをするといったことは基本的にはございませんで、捜査機関等からの情報提供の申し出、これに基づきまして出すか出さないかということ判断するといったものでございます。

【会 長】はい、どうぞ、林委員。

【林委員】それで課長、伺いますけれども、今大体わかりましたけれども、一番ここのきょう審議される皆さんが、あるいは私なんかもそうなんですけれども、これ、指定管理者がいるわけなんですけれども、今後も新宿区というのはほとんどの業務が指定管理で、先ほどあっちの課長

もおっしゃいましたけれども、随分委託された形でやられるようになっていきますけれども、具体的に、特に公園についてのあれについては、課長なんかは、この業者から、こういう方法で我が社は、あるいは当社は、あるいは我が所は、個人情報をきちんと社員一同守りますという法令遵守についての何かそういうものを、この会社はこうなんですよと、それは出していただけるのか。それを課長はもうごらんになって、それは十分納得されているわけですか。

【会 長】じゃ、ご説明ください。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

先ほども申し上げましたが、公園においては、指定管理者に監視カメラを設置させて、それを管理させるということは、今のところ考えておりませんが、一般的に、指定管理者ですとか委託業者に対してそういう個人情報を扱う業務を行わせるといったときに、まず契約の中で、そういった新宿区が定める個人情報保護の各種規定を遵守するよという内容の仕様書といいますか、そういった定めをまずするということと、業務計画書という形でも出してもらうことがあるんですけども……

【林委員】だから、今、私……。

【会 長】ちょっと待って。説明をもう少し、終わりまで。

どうぞ続けてください。

【みどり公園課長】その中でも、こういった形で個人情報の保護の遵守を徹底しますという形で相手方からも出してもらうと、それを審査するといった形をとるのが一般的かと考えております。

【会 長】林委員。

【林委員】出してもらっているっていうことは、現時点ではまだ出してもらって、課長なら課長の目でもって、間違いなくこの法令遵守ならこのとおりにやってくれるんだろうというあれは、まだごらんになっていないわけですか。区のほうには出ていないんですか。

もしそれだったら、審議委員に、皆さんにコピーとって、この会社こうなんですよというのが1つあれば、今後のいろいろ審議するときにはひな形で、我々、随分とそういうことで、必要なものとしては助かる情報になるんですよ。なるほど、こういう形で法令遵守するののかというのは。何もなくて、ここに何か「十分な措置を講じる」なんて言われても、なかなかこれはちょっと、区民としてはどうなのかという形になると思うんですけども、いかがでしょう。

【会 長】説明できますか。

はい、区政情報課長。

【区政情報課長】個人情報の取り扱いについて、業務委託を行う際に、区の所定の特記事項、それから、指定管理者の場合については指定管理者に遵守いただく事項を列挙した契約の書面がフォーマットとしてご用意されていまして、それについては当審議会でも何回かご報告、ご説明させていただいているところでございます。基本的には、それは前提として全部、どんな場合でもつけるといった形になってございまして、それ以外、業務上特殊なものがあれば、さらにそれに加えて、協定の中で個人情報の保護についてうたうといったのが原則的なルールでございますので、一般的に業務委託、それから指定管理者業務をお願いする際は、厳重ないわゆる区の所定の規定を原則遵守いただくということでびしっとつけてございまして、その点にご信頼いただければというふうに思います。

【会 長】ちょっと待って。きょうは、指定管理者が防犯カメラを設置することも議題ですか、議題でないですか。区政情報課長。

【区政情報課長】今回は、防犯カメラの指定管理者の取り扱いについては17年度に一応ご議論いただきましてやっておりますので、今回、その部分を公園に拡大するといった意味で、その件の諮問ということでございまして、よろしく願いいたします。

【会 長】じゃ、とりあえずちょっときょうのところは公園、指定管理者のいない公園ということで。指定管理者のいる、ある公園もあるらしいから、とりあえず議題としておられるのは指定管理者のいない公園についての防犯カメラの設置が問題ですよ。こういうことでよろしいですね。

提案者もよろしいですね、それで。

じゃ、それを前提に、ご質問、ご意見、さらにございましたらどうぞ。

【鍋島委員】あと1つ。

【会 長】ちょっと待って。はい、鍋島委員。

【鍋島委員】資料5-3の7条、それで「画像の複製又は印刷に係る報告」とあるので、私、これ、報告というのを見逃したものだから、さっきは申し上げなかったんですけども、これ、許可じゃないのかなと思ったものですから。それで、この7条に、防犯カメラ取扱者が「複製又は印刷が必要と認めるとき」って書いてあるので、ここを読んでいくと、報告ですから、この取扱者がもう複製をしてしまって、それを速やかに管理者とか防犯取扱責任者に対して報告するということになると、やはり私たち区民としては、複製をどういうふうな目的でどうしてする必要があって、これを管理者に許可なくてできるということがちょっと不安なので、お聞きしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

要綱の第7条第4項に、原則として画像は複製・印刷してはならないという規定がありまして、ただし書きで、管理者が特にこれ、特に必要があると認める場合にはこの限りでないというように書いてございます。

公園の要領のほうでは、防犯カメラ取扱者という視点で、取扱者が必要だというふうに判断した場合に、ただ単純に担当者レベルですとか現場レベルでそういう判断をするのではなくて、きちんと管理者まで上げて、その上で判断をするといった内容でございますので、基本的には要綱の内容に従いまして、複製・印刷しないということが前提にはなろうかと考えております。

【会 長】いや、そうじゃなくて、事前許可か事後報告かという質問をしているんですよ、これは。

【鍋島委員】それ、要綱ではわかる。

【会 長】報告して、事後報告で。

【鍋島委員】事前許可ね、いや、報告。

【みどり公園課長】失礼しました。

【会 長】はい、ご説明ください。

【みどり公園課長】決して事後報告ということではなくて、事前に許可を得るという形をとらせていただきたいと考えております。

【会 長】そうすると、この表現がおかしいんじゃないのって。報告じゃだめなんだということ。

【鍋島委員】これは報告になっているので。

【会 長】表現を検討するということにしますか。今ここであなたが個人では決められないでしょうから。これ、報告じゃなくて事前の承認か、とにかく事前に取扱責任者に了解をとるという制度に変えたほうがいい。これは審議会の意見として。これは議決しないでも、理解できますよね。

【みどり公園課長】はい、わかりました。

【会 長】その方向でということよろしいですか。

【みどり公園課長】はい。

【鍋島委員】ありがとうございます。

【会 長】じゃ、その方向で再検討されるということで。これ、この部分の修正的な可決は

しませんけれども、趣旨を了解していただいたということに。

【林委員】ちょっと教えていただきたいんですけども。

【会 長】はい、林委員。

【林委員】今おっしゃったとおりなんですけれども、私はちょっと勘違いがあったんですけど、こういうのは要報告ではなくて、もしこのところ、第7条も、もし報告なき場合には立入調査をするということで。基本的にはこれ、全部だったら大変ですけども、指定管理者のいないところのあれとなると数も限られているようですから、そのためにこちらの体制も、行政もされているようですから、立ち入りをですね。要するに立入調査とかそういうことはないんですか。どういうふうに管理しているというの、区の皆さんが行って……

【会 長】いや、ちょっとね、先ほど議題を整理しましたように、ここはとりあえずは指定管理者がいないと。

【林委員】指定管理、いないところですよ。

【会 長】いないところで。だから、区のほうで……

【林委員】調べようがない。

【会 長】いや、区の中で取扱者がいて、その責任者がいて、それで管理者がいるという。そういう構造ですよ。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

【会 長】だから……

【林委員】ごめんなさい、そうですね。

【会 長】内部的なことなので。

【林委員】わかりました。両方がごちゃごちゃになっちゃった。

【会 長】多分、ええ、ごちゃごちゃだったね。今の点はいいですよ、撤回でね。

【林委員】はい、わかりました。

【会 長】ほかに質問が。

瀬川さん。

【瀬川委員】瀬川と申します。きょうは初めて出るんです。この文だけということで、ちょっと質問させていただきます。

対象、今2つの公園と、先ほどお答えあったんですけども、対象公園は多分もっとあるんじゃないかと想定しているんですけども、その中で、この文章の第4条で廃止及び撤去って、非常に項目として大事な項目で、これは私の個人的な考えだと、大体こういうの、スタートは

皆あれですね。ところが、ほったらかしになる可能性がありますので、この項目は非常に私としては注目しておるんですけども。これに関連してですけども、そこに書いてあります「状況が」、その前の1項の「状況が改善されたと認める」、認められるということなんですけれども、1の「事実があった」、これはなかったら改善されたわけでしょうし、「おそれがある場合」とか「相当の理由がある」というのは、これは具体的にどういう状況。例えば1番の場合、3条の1項、1の場合ですが、「事実があった場合」は、なかったと、これは改善されたわけですけども、なかって1年後からそれを撤廃するのとかも含めてですけども、それはもちろん一つの事例ですけども、「状況が改善された」というのは、誰がどういう基準で改善されたと認めるのか、あるいは、報告して、それを誰が承認するのかという、あらかじめ具体的な基準は決まっておりますか。

【会長】ご説明ください。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

委員のご指摘のとおり、何をもってそれを改善した状況、改善としたのかという状況を客観的に示すというのは、非常に難しいところはあるかと思います。例えば「事実があった場合」、その事実がなくなればということにはございます。それから「おそれがある」ということに関しては、例えば不審者が常時出入りしているですとか、これはちょっと極端かもしれませんが、脅迫的なことで、その公園に爆弾を仕掛けるとか、そういった事案があろうかと思えます。そういったことも、そういったおそれがなくなるというのをどの時点で判断するのかというのは非常に難しいところですけども、基本的にはケース・バイ・ケースになろうかなというふうに考えております。

すみません、ちょっと説明になっていないかもしれません。

【会長】瀬川委員、はい、どうぞ。

【瀬川委員】概念的にはもうよくわかるし、これは誰が読んでもわかるんですけども、私、個人的には、こういうのはでき上がったら、どんどんどんどんでき上がる。要するに、うちの公園は怖いということは誰でも声上げられるんですが、うちの公園は安全だから、もう防犯カメラは要らないという声は多分上がらないと思うんですよ。そうすると、言葉は悪いんですけども、そのつけた機械は、ついている限りはメンテナンスも必要だしコストもかかるし、それをまた報告しなきゃならない、事務量もふえますし、何でも廃止するというのは非常に重要なんですよ。というので、多分あらかじめもうちょっと具体的に、こういう状態があれば。というのは、またこれを2つつけた公園以外の公園の関係者は、うちもつけてくれと言って声

上げればもうすぐつけるのかどうか等も含めて、基準が非常にしっかりしているほうがよろしいんじゃないでしょうかということです。

【会 長】ご説明ください。

【みどり公園課長】個々によっていろんなケースがありますので、なかなかこういう場合はこうだという基準をつくるのが難しいところがありますけれども、ご指摘のとおり、私どもも、メンテナンスですとか日常の維持管理というところでは費用もばかにならないこともありますし、ある程度改善された状況が見られましたら、これは地域の方ともご相談して撤去したいということを申し上げて、私どもの判断で撤去させていただくという形をとりたいなというふうに現時点では考えております。

【会 長】とりあえず、ここに公園という設置の対象と言っている、今回設置するんじゃないくて、公園というのは幾つぐらいある。その2つだというんでしょう。どれくらいあるんですか。

【みどり公園課長】みどり公園課長です。

公園の数ですが、現在185園程度、公園の数としてはございます。

【会 長】だから、その中2つしか今回 ない程度の限定で設置するんですという、こういうことなんでしょう。それを30つけるとか、そういう予定が、すぐ予定されているわけじゃないんでしょう。とりあえず2つと説明されたけれども、これ、30、50、すぐ、この審議会通ったら、もう30、50つけるんですよ、そういう話ではない。ちょっとそのあたりをご説明。

【みどり公園課長】はい、みどり公園課長です。

現状としては、ご説明しているように、2園に要望があるんですけれども、ほかにも二、三箇所程度、ご相談は来ていることは来ております。ただ、直ちにやはりつけるということではなくて、まずはパトロールから始めて、また、どこがどういう課題があるのか。例えば見通しが悪いようなところがあれば、それを改善すればいいのではないかというハード的なところも視野に入れて、直ちに防犯カメラ設置というふうにはならないように、我々も動いているところでございます。

【会 長】はい、瀬川委員。

【瀬川委員】それじゃ、蓋然でいいですけども、範囲でいいんですけども、1つの公園当たりどれぐらい今コストをご予定しておられるんですか。

【会 長】ご説明ください。

【みどり公園課長】ハード的には、1公園当たり、今100万円程度費用かかるかなというふう

に考えております。

【会長】ほかにご質問かご意見。

じゃ、よろしいですか、山田委員。

【山田委員】よろしいでしょうか。じゃ、会長、山田でございます。

私もきょう初めて出まして、実はやっぱり、この個人保護とか、いろいろこういう利用目的の特定化、明確化もしていかなきゃ、こういうにおいが出ておまして、たまたまこの要綱の改正について、用語の意義というようなところも大変明確に出ているんです。

用語のところ、ちょっと時間がないものですから、やはり第2条の第3号のエの「公園及びこれに類する施設」と、こういう定義づけをしております。これは結構だと思っておりますが、これに基づいて要綱もみんな、要綱の用語を定義づけているんですが、この要領、実施要領の5-3の資料のところ、ここでは、13条の規定、「新宿区立公園及び新宿区立妙正寺川公園並びにこれらに類する施設（以下「公園等」という。）」。この提案された中で、「公園等」の概念がばらばらになって、整合性、一貫性、統一性がちょっと図られない。幸いにしてこれ、要綱とまだ実施要領ですので、事務的にきちっと統一したほうがいいと思いますので、要綱にありますように、例えば、せっかく設けられたものですから、「公園及びこれに類する施設」というような形で定義づければ、こちらのもう「これらに類する」というのはちょっと微妙な感じで、範囲が明確化されないという形がありますので、これはやっぱり、提案される以上は用語の一貫性がある、そして適用範囲の「等」等について拡大解釈されないような形で、統一しておくことが望ましいと思っております。

もう一つは、新宿区立公園という定義、区の施設になっていますが、区立妙正寺川公園がちょっとつけ加えられておりますが、これも区立公園には違いないので、これは区立公園1本でいいのかなと。ただし、制定の時期は、私も現役のところですが、50年と62年ごろ、この調水池の関係で独立に公園化されたというような、これは間違っていたらごめんなさい、そんな記憶があるんですが、そうしますと、ここはやはり要綱と実施要領については一致させておく。そうすれば、2条の用語の意義は要綱で使用すると、これが一貫性が出ていると思いますので、そういう意味で、一つここは一貫性になっていて、「等」については拡大解釈されるおそれもないと。あるいは用語については統一性、一貫性がされていると、こういうことで提案なさったほうがよりいいと思いますので、それ、事務方の作成については、そのようなことをちょっと要望しておきます。

以上です。

【会 長】今の点、いかがですか。はい、どうぞ。

【みどり公園課長】では、みどり公園課長です。

確かにご指摘のとおり、私どもの実施要領の中では、区立公園及び妙正寺川公園というふう
に併記されています。これは、この文章だけ見るとわからないんですが、区立公園条例に基づ
く公園と、それから妙正寺川公園条例というのが、また別途の条例がございますので、その関
係で2つ併記させていただいたというところがございます。要綱の文言に合わせるかどうかと
いう点については、持ち帰って検討させていただきたいと考えております。

【会 長】じゃ、それは、必要で、あるいは可能というかな、なるべくわかりいい表現のほ
うがいいわけですから、ご検討ください。

ほかに、ご質問かご意見。

はい、久保委員。

【久保委員】大体今議論でわかりましたんで、1点だけなんですけど、このデータというか絵、
画像ですか、危機管理課もこれ保有課になっていますけれども、今話聞いたところによる、み
どり公園課のほうで処理一貫終わって消去まで。危機管理課は携わるんですか。

【会 長】はい、どうぞご説明。

【安全・安心担当副参事】安全・安心担当副参事です。

危機管理課のほうは、外部提供させた、あと変更だとか、カメラの新設だとか、そういった
報告を受ける大もとという形です。それぞれ主管課のほうで、それぞれ画像の管理等はしてい
おりますので、こちらのほうは報告、こういった新設をした、変更した、外部提供したという
報告を受けることになっております。

【会 長】はい、久保委員。

【久保委員】確認ですけれども、画像、映像を複製して、危機管理課とみどり公園課、2つで
持つってことはないということで間違いはない。はい、結構です。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見ございます。

はい、小林委員。

【副 会 長】質問をするんじゃないなくて、意見だけ言わせていただいて、時間もったいないです
から。

私どもがいろいろ長く、すごく審議にかかるの、私が拝見をしていると、2つ不安が我々は
あるんだと思うんですよ。

一つは、2園の公園に関してですと言うけれども、今後幾つ広がるか、これはわからないと。

どういふふうにそれを区は認定をするのか。さらには、例えば要望があれば全部してしまうのかもわからない。そういう点では非常に不安だと。気がついてみたら、3年後に全園になっていたという不可能さというかな、じゃないですから。一回ここで判こを押してしまえば、オーケーと言ってしまうえば、それを通すと。それとも、担当課としては1園ふやすごとに全部こへ審議上げてくるんですかという話にならざるを得ないという点では、このルールは、いわゆる今までは公共の建物、屋内についてのカメラは設置されていたと。それを屋外にも適用して、全く同じルールでやるんだというルールをつくってくれるんなら、我々はそんなに不安ではない。そう考えればいいんだけど、そうじゃなくて、プラスつけ加えましたよ、2園ですと言われるから逆に不安だと。

今後、公園がどういふふうになるか。特に屋内とかなり性格は違うわけですね。ある意味では、公園というのは通行でただ通っている人もいます。それを撮ってしまうということもある。そういう点での不安が我々にあるんで、もうちょっとしっかりしたルールづくりをしてもらうと不安がないし、出し方が、こういうことで公園はやりました、実は2園ですって言われるんだけど、これ、2園でとめるのか、今後我々にどう諮ってくるのかも明示はされないという点で不安があって、いろいろ聞いて、根掘り葉掘り、この際痛めつけちゃうおうかと思うということになっちゃうと思うんですね。

将来予測が非常に、そういう点では、将来はどうするのかというのをはっきり。今回はしょうがないですから、私の意見としては、ルールをちゃんと提起してほしいということが。例えば、指定するとか設置するときに、どういうルールでやるんですかって、我々、一番それが不安なわけですね、今後拡大をする場合に。

指定管理だって関係ないじゃないですか、私に言わせれば、というのが意見です。例えば、その公園が指定管理に将来なる可能性は、ほかの自治体見ると、大いにあります。どんどんふえてくる可能性がある。そのときにも使えるような、つまり、屋内で指定管理使っているんですから、指定管理のルールでいえば、今の屋内でいうと、指定管理も、職員がやっても、全く同じ厳しさを管理ができていればいいわけですよ。そういうことでルールをつくっていくことができれば、そんなに我々、問題にならないし、ここでちょっと誤解をして、指定管理の話をごここでしてしまうってこともない。

ここをぜひ、今後この2件の公園のことでなくて、はっきりしたルールつくってくれたほうが理解しやすいというか、思うんですね。そうなっていないから、やっぱり不安でいろいろ質問するということになってくるということだと思ふ。ということで、意見です。

【会 長】それで、設置と廃止について、この審議会に報告するという方向での調整はできませんか。区政情報課長、どうですか、その辺。

【区政情報課長】おっしゃるとおり。

【会 長】よろしゅうございますね。

【区政情報課長】実は運営状況の、毎年1回やる運用状況の報告、6月に当審議会にも報告をさせていただいています。いろいろ、派遣であるとか、いろんなどころでの個人情報の取り扱いについて、ご報告させていただいていますけれども、その中に実は防犯カメラの項を設けて、毎年1回ご報告をしていこうと。そこで皆さんには、例えば防犯カメラを設置している施設の増減がどうだったのかとか、カメラの数はどうだったのかというのを、私のほうから説明をさせていただくというルールで一つは考えてございます。

ただ、それぞれの公園ごとに特殊性や違い、相違もあるといったこともあろうかと思しますので——公園課長、いいですね——公園課長もご同意いただけましたので、当面2園といったことでご説明させていただいていますが、今後ふえる場合は、また廃止を行う場合についても、ご報告、諮問といった形で対応させていただきたい。

【会 長】そういう報告なり諮問されるときに、今、小林副会長から指摘のあった、こういう理由で設置する、こういう理由で廃止するということをご説明いただければ、次第に、その設置・廃止の基準も明らかになって、運用基準になっていくんじゃないかと勝手に思いますので。

そういう方向で、小林先生、よろしゅうございますか、とりあえず。

【林委員】質問。

【会 長】はい、林委員。

【林委員】今の、先ほどまさに山田委員がおっしゃったとおりで、これは定義づけしておかないと。

数年前に、以前なんですけれども、あちらだけでも、みどりの課のところに行くと、これが新宿区でもってあれしている公園ですよというきれいな冊子が、パンフレットがありましてね。じゃ、そのとおりに歩いてみようということで、最寄りの住民、区民の多くの皆さんと朝早く集まったんですけれども、それと任意で集まられた議員の人と、それから私なんかもちろん参加させてもらったんですけども、全部そのパンフレットどおりに、その公園を歩いてみたんですね。

ところが、実際には新宿区はたしか百六、七十あるはずなんで、そのうちの小冊子に出てい

るのは13ですから、ある特定の地域でしかないんですけども、その13の公園ですら、公園というイメージで私どもがあれしたんでなく、実際歩いてみると、例えば北新宿三丁目の、中央線の下になりますけれども、小滝橋通りというのがあるんですけども、あの高いマンションがありますけれども、ちょうどその真下のガードの下なんですけれども、そこに行くと、これでも公園ですかというような畳半畳ぐらいのところ、一応新宿区としては公園として管理しているんですよね。公園課長、ご存じだと思います。物すごく小さい、道路の隅っこみたいなところ。これでも、みんなで行って、何十人も人がいましたから、これ公園ですかと。ところが、どんどん歩いていくと中央公園もあるし。だから、ピンからキリまででありましてね、一体公園というのは何なんだと。それを全部同じ土壌でもって話しても何かちょっと、それこそ先ほど副会長言われたみたいに、あれになっちゃうんで。我々の考えなきゃいけないのは何なんだろうかというような、ちょっとあのときのことを思い出しますとね。

それで、もう一つ、今どうなっているか。当時、たしかパトロール隊という皆さんがおられて、どういうことなのか。何かそういう組織があって、今はどうなのかなと思うんですけども、何かパトロールをしているようなパトロール隊の皆さんに任せているというのは、区から見えた方が我々に説明してくれたのを覚えているんです。あれはもしかしたら目的が違うのかもわかんないんですけども。

ですから、何でもかんでも公園だからこういう防犯カメラを設置する必要はないんで、やっぱりだんだんセレクト、取捨選択していってみると、どうも対象と思われるのはこのくらいになりますってことは、さっき会長が言われたみたいに、審議会に提出されて、対象と思われるんで、いろんなあれがどうもというのは、何かいただいたほうが具体的な議論できるかと思えますよね。

【会 長】じゃ、今のところのご意見ということで、先ほどから出ているのと同趣旨と。

それで、今まで本人外収集に関するご質問、ご意見は多かったですけれども、外部提供について、多分ほとんど質問も意見もないようですが、この点もよろしいのでしょうか。それとも何か。

【林委員】先ほど私、聞かせていただいたのは、提供もとりによっては、区民のとりよりによっては漏えいになりますので、そこをはっきりちょっと教えていただきたいと。

【会 長】何を教えてもらいたいですかね。

【林委員】要するに、具体的に提供、提供ということが、何のためにそういうことを、何をどういうふうな形でいつ、それで、そのメンテはどうなるかというのは、個人情報のあれを実

際 のあれでやる私としては、ちょっと心配なところなんです。

【会 長】じゃ、とりあえずちょっと外部提供のこと、ごく簡単に、イメージが湧くように説明して。

【みどり公園課長】外部提供につきましては、公園の要領のほうでも、外部提供できる範囲として、捜査機関からの刑事訴訟法に基づく請求があった場合、それから、その他法令に基づく場合、その2つに絞っておりますので。その中で、例えば私ども、犯罪を監視カメラで監視するということはしないということは先ほど申し上げましたけれども、捜査機関からそういった形で の申し出があった場合、ある期間についての情報を提供するかどうかの判断をする。そういった形をとろうと今考えてございます。

【会 長】何か林委員、具体的にご質問があれば。

【林委員】いや、単純に教えていただきたいのは、今、課長が言われたのは要するに、これ、刑法上の問題とか民法上の問題って話になったと思うんで、これはどういうことなんですかね。課長の言う法律上必要と思われる提供とか、そういうのがどういうことなのか。

【会 長】これは、新宿区が持っているいろいろな文書情報ってありますよね。何かそれを法令で、捜査機関から言われたら、会計情報でも何でも出すということはあるまして、それと同じ意味で法令上というのはね。

それはもちろん庁舎に保管していくものは法令上のものですね。法令上のものはね。だから、法令上でないものは別として、法令上のものってそういう意味でしょう。

【区政情報課長】そうです。

【会 長】それは別途定めがあるから、それは提供。それは新宿区全体の問題。

ほかに、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。ごめんなさい。

【河邑委員】河邑でございます。

【会 長】河邑委員ですね。はい、どうぞ。

【河邑委員】実施要領の第10条の2項で「防犯カメラ運用状況記録簿（第4号様式）を作成し」云々とあるんですが、この4号様式を拝見しますと、記録簿の内容、事由というところに「記録媒体の廃棄」ということが書かれているのですけれども、要領と、それから実施要領と要綱のどこかに、見逃していたらごめんなさい、記録媒体の廃棄というのは、公園事務所が管理者宛てに、ただ廃棄しましたよと言うだけでよいのでしょうか。それとも、何か許可を得て、改めてきちっと記録媒体を廃棄しますよというような筋道が立っているのでしょうか。どこに

どうやって捨てるかということが結構大事じゃないかと思います。

【会 長】説明できますか。はい、どうぞ説明。

【みどり公園課長】画像の廃棄につきましては、7日間は保存すると、7日を経過したら廃棄しなければならないというふうになっている。消去しなければならないという規定になってございますので、基本的には、承諾を得るとかそういうことではなくて、7日たったら自動的に消去するといった形になる。

【河邑委員】違う、ごめんなさい。よろしいですか、申しわけないけど、画像情報……

【会 長】ちょっと待ってね。質問と意見は分けてね、答えは。それで、質問するとき重複しないように。まず、回答を全部聞いてからということをお願い。ちょっと待って。

説明、よろしいですか。

【みどり公園課長】はい、結構です。

【会 長】じゃ、河邑委員。

【河邑委員】それは、画像というのはデータのことなんですけれども、記録媒体だから、それ、関与するんですね。

【会 長】はい、どうぞ説明。

【みどり公園課長】失礼しました。記録媒体というのは、いわゆるSDカード様のものです。画像データはさっき申し上げたとおりなんですけれども、記録媒体は基本的にはずっと繰り返し使えるものですから、それを廃棄すると、記録媒体を廃棄するといったときには、廃棄するときの……。

【会 長】それは。

【みどり公園課長】すみません、手続として、一旦管理者に、廃棄してよいかという……。

【会 長】いや、これ、要綱の第7条の5とか6に書いてある手続の話じゃないの。記録媒体を保管して廃棄するという手続があるから、その廃棄したときの……。その記録媒体に何が入っているか、ゼロの場合もあるかもしれないし、あるか知らない。手続的には、ここの要綱の第7条5項と6項の話がここで反映されるというだけの話。

【みどり公園課長】はい。

【会 長】そういうことなので、手続的な反映ですね。それでご質問があればどうぞ。河邑委員、どうぞ。

【河邑委員】要するに、事務処理内容に完全にフンダクするなりしてしなさいということはこれでわかるんですけれども、この運用状況に、記録簿に、これは公園事務所が、勝手にと言っ

たらあれなんですけれども、捨てましたという報告でよいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【みどり公園課長】勝手に処分するということがないように、事前に私のほうにそういう申し出をもらって、承諾のもとにやるようにという形をとりたいと考えています。

【会 長】わかりますね。

【河邑委員】はい。

【会 長】いいですか。

【河邑委員】はい。

【会 長】じゃ、ほかに、ご質問かご意見ございますか。

【瀬川委員】いいですか。

【会 長】はい、瀬川委員。

【瀬川委員】これは質問じゃないですけれども、ご参考まで。私、もとは金融機関におったんですけれども、必ず廃棄するときは管理者がその目の前に廃棄を目視してやりましたと判こをする。そういう例があります。ただ、いろいろ事情があるでしょうからあれですけれども、必ず目視することが必要だと、金融機関でやっておりました。

【会 長】ご意見としてですね。そういうやっぱり記録媒体の、データもそうですけれども、当たり前のことですけれども、記録媒体もそれにまだデータが残っている可能性もあるわけなので、そういう管理を、特に廃棄のあたりの処理を取扱責任者の方はチェックするように。ただこういう記録簿に載ってりゃいいっていうんじゃないくて、実質的に監督をしていただきたいなということで、それをもう通ったということじゃなくて、何かその手続か何かに組み込んでいただきたいと思います。

ほかに、ご意見かご質問ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ございませんでしょうか。

それじゃ、先ほどちょっと外部提供についてのご質問、誘いをしましたけれども、特別ございませんので、この諮問事項の本人外収集と外部提供と、もうあわせて、特別反対意見がなければ承認ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は2つ、諮問事項2つとも承認ということで終了いたします。

あと、これできょうは、今までの議題の中で最も時間を要したかなと。重要な議題だったの

で、それで皆さんの興味もというか、不安も大きかったということで、やむを得なかったというふうに思いますが、きょう、どうしますか、この後。どれくらい、この中で残された議題のうち、どうしてもきょうというのがあったら、5分でも延長してでもやりたいと思いますが、いかがですか。

【区政情報課長】ウの気づきシートの諮問。

【会 長】どれですか。

【区政情報課長】案件のウです。資料7ですね。

【会 長】7ですか。

【区政情報課長】ええ。それから、資料10のジェネリックが、もうこの審議会承認後すぐに動きたいといったことで待っておりますので、優先してお願いができればというふうに思います。

【会 長】2つだけでいいですか。

【区政情報課長】あとももちろんなんですけれども。

【会 長】とりあえず2つですね。それはだめ？

【区政情報課長】実は資料6と資料8が、この4月1日から実施をしております委託案件でございまして、本来であれば3月の臨時日のときにおかけすべき案件だったということなんで、これも本来外せないところがございますが、実際に4月から運用をスタートさせていただいているといった、事後報告でご了解をいただくといった案件でございます。

とにかく、きょうここを通さないと日程的に厳しいというのは、今言った7と10と。

【会 長】10は報告ですよ、だけどね。

【区政情報課長】ええ、そうです。業務委託の報告でございますので。

【会 長】7は諮問事項だからやりますね、何が何でも。

【区政情報課長】それでは、まず気づきシートの……

【会 長】6もやりますか。6、7とやってみて。

【区政情報課長】よろしいでしょうか。

【会 長】はい。じゃ、まことに恐縮です。今までこういう延長をやったことはないんですけれども、もう10年も20年も委員やっていますけれども、だけど、区の区政に影響があってもいけませんので。

資料6を入ります。「放課後子どもひろば事業運営業務の委託について」であります。

まことにそういう事情なので、要領よくご説明いただいてですね。特にこれは報告事項ですので。

【ひやま委員】会長、すみません。

【会 長】はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】私、4時以降予定入れちゃってますんで、途中で失礼させていただきます。

【会 長】はい、わかりました。

じゃ、ご説明ください。

【子ども総合センター所長】それでは、子ども総合センター所長です。資料6についてご説明させていただきます。

先ほどご案内のように、この新規の部分について、4月からもう既にスタートしているものを、申しわけございませんでした。

こちらの放課後子どもひろば事業でございますけれども、2ページの目的にございますように、放課後、自由に集って遊び考えることができる場としての放課後子どもひろば事業を、区内29の小学校でやると、やっているということについては、既にもうご了解いただいていたところなんですけど、今年度さらに2つ加えたところがございまして、その部分について、新たに事業者処理をさせている情報項目があるということでございます。

対象者の2のところ、対象者の2の落合第四小学校の②「学童クラブ利用要件を満たす児童」と書いてあるんですが、こちらが、前後して恐縮なんですけど、事業内容の3、実施内容の③学童クラブ機能付き事業ということで、ここの地域について、学童クラブの待機児が出ていると。ここの地域だけに待機児が出ているということで、新たに学童クラブが設置が難しい状況の中、放課後子どもひろばに、学童クラブ要件に該当するお子さんだけは、ここに書いてある具体例として、入退室の時間の管理であるとか、希望者へのおやつ提供であるとか、保護者との情報共有、連絡帳、個人面談等々、やることにいたしました。ですので、学童クラブの入所要件にかかわることだとか、お子さんの状況について、ここのひろばにだけ別の情報を処理させることになったので、報告させていただくということです。

また、前後して恐縮ですけれども、上の対象者のところに戻っていただきまして、対象者の3、昨年度までは29の小学校だけだったんですが、新宿養護学校についても放課後子どもひろば事業を始めるといことになりました。こちらについては、従来の情報だけでなく、医療的ケアを必要とするお子さん等々がございますので、そうした情報も処理させるというところで、追加となったものでございます。

3ページの委託先のところで、落合第四小学校は従来の事業者ですが、新宿養護学校については「NPO法人ひまわり」と書いてありますけれども、保護者の有志であるとか、特別支援

学校の元校長先生だとか、医療的ケアの経験が十分な看護師等々で組織されている団体です。

委託に伴い事業者処理させる情報項目、こちら、新たにお問い合わせする部分については、2の落合第四小学校における新規事業のところの「上記1」以下の新しいのは、卒園した保育園とか幼稚園の名前、保育年数等々。あと、学童要件の審査が必要だということで、その2つ後ですが、上記登録児童の同居家族に係る情報ということで、氏名、お子さんの保護者との続柄だとか、勤務先だとか、帰宅時間等々。あと引き取りに関することも、学童要件のお子さんだけです。引き取り者の児童、保護者との続柄、連絡先等々でございます。

3の新宿養護学校のほうで新たに処理させる項目については、上記の項目のほか、医療的ケアの情報、健康状態、医療機関の名称、主治医の氏名等でございます。

あとは今までと同様でございますが、4ページでございますが、書類媒体、記録媒体は紙でございます。

委託の開始時期でございますが、ことしの4月1日から既に委託をさせていただいております。

簡単ですが、とりあえず以上でございます。

【会長】ご質問かご意見、ございますか。

はい、沢田委員。

【沢田委員】実際にはもう4月から始まっているということなんですが、ただ、これもその後状況の変化で、学童機能付きで子どもひろば事業の中でやるのを、その後は学校内学童をつくるということになると、また今度、その時点で業務の委託をする事業者を募集することになると思うので、また違った報告が今後は出てくることになると思うんですけども、ただ、これは初めてやろうとしたことなので、学童とは違うけれども学童の機能をつけるということなので、個人情報の取り扱いが単なる子どもひろば事業とは全然違ってくる。だけど、学童の指導業務の委託なんかもここによくかかりますけれども、そこの違いというのが何かあるのかわからないかを、ちょっと教えていただきたい。

【会長】ご説明ください。

【子ども総合センター所長】放課後子どもひろば事業については平成17年度にこちらにかけさせていただいているんですが、その時点で、全29の小学校をいつから始めるということは決まっていたので、そこまでの報告ができておりました。ですから、こういう情報処理を29の小学校でいついつまでに全部やりますよってことが最初の報告のときに既にわかっていた。ですけれども、学童クラブにつきましては、ですから、放課後子どもひろば事業は順次開設して

っていますけれども、平成17年度のご報告だけだったというふうに思います、多分。

それで、ただ、学童クラブにつきましては毎年、翌年度に新たに委託するところについてご説明させていただいておりますけれども、それについては、どこの学童クラブをいつ委託にするとか、落合第四小学校についても、来年度委託するということはまだ正式に決まっておりますけれども、そうしたことについて、はっきりして確定的なご報告ができないので、毎年報告をさせていただいています。

今回の新たに加わる部分については、今まで一切ご報告していないことですので、機能付きの部分と新宿養護のことを報告させていただいているということでございます。

【会 長】はい、沢田委員。

【沢田委員】違う。会長、今の、ごめんなさいね、質問の意味が伝わってなくて。

いいんです。だから、要は学童クラブを今後はやることになったから、それはそれでいいんですけれども、でも、学童をつくらなくて機能付きにするんだと言ってこれを始めたわけでしょう。そうすると、ひろばよりは格段に個人情報の取り扱いはふえるはずなんだけど、じゃあ、学童クラブの業務委託の場合とは何か違いがあるんですかっていうことを確認させていただきたい。

【会 長】じゃ、ご説明ください。

【子ども総合センター所長】基本的な違いはございません。個人情報の取り扱いについてはございません。

【会 長】はい、沢田委員。

【沢田委員】わかりました。その辺はほとんど学童のと同じ取り扱いということですね。ちょっとこの表記の仕方が若干学童のときとは違ったので、確認をさせていただいたんですけれども、より家庭に近い施設になると思うので、やりとりの中ではかなり細かい情報のやりとりもあると思うので、そこはちょっと気をつけながら情報取り扱いをお願いしたいと思います。

以上です。

【会 長】はい、ありがとう。

ほかに、ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ですので、承認ということで終了したいと思います。よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】じゃ、本件は了承ということで終わりにいたします。

資料7をやります。「気づきシート（認知症ケアパス）の作成に係る介護保険認定情報等の目的外利用について」であります。それでは、説明をお願いいたします。

【高齢者福祉課長】高齢者福祉課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、件名「気づきシート（認知症ケアパス）の作成に係る介護保険認定情報等の目的外利用」につきまして、ご説明申し上げます。

条例の根拠といたしましては、個人情報保護条例第11条第2項第5号に基づく個人情報の目的外利用に関してでございます。

ページをおめくりいただきまして、事業の概要でございますが、恐れ入りますが、ここで中身の文言を2カ所ほど、ちょっと訂正がございます。1点目は対象者の部分でございますが、「区内に住所を有する要介護認定者を受けている者」と書かれておりますが、「要介護認定を受けている者」の誤りでございます。また、文中、1の「「気づきシート」の作成」の「③介護保険外給付状況」と書かれておりますが、「給付情報」の誤りでございます。この場をお借りして訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、事業名「気づきシート（認知症ケアパス）の作成」でございます。

目的といたしましては、認知症ケアパスを作成するに当たり、基礎資料として気づきシートを作成するものでございます。

対象者につきましては、区内に住所を有する要介護認定を受けている者、要支援、要介護の方たちということになります。

認知症ケアパスにつきましては、このページの中段に注釈、説明を載せておりますが、認知症の人の病状の進行に合わせまして、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けることができるのか、サービスの提供の流れをあらわすものとして、この認知症ケアパスの中には個人情報というものは記載はございません。

厚生労働省が作成いたしました平成25年度からの認知症施策推進5か年計画、通称オレンジプランと呼ばれるものでございますが、この中で、市区町村ごとに認知症ケアパスを作成するよう求められているものでございます。また、この認知症ケアパスの作成に当たって厚生労働省は、その手引き書の中で、今回の事業名でございます気づきシートの作成が効果的であると示しているものでございます。気づきシートとは、認知症を有する高齢者の生活を支えるため、認知症の人が現行サービス等をどのぐらい利用しているのかなどの実態や状況を確認するために作成するもので、統計資料となるものでございます。

気づきシートの作成におきまして、利用する情報といたしましては、介護保険課が所有する

要介護度や認知症高齢者の日常生活自立度などの認定情報と、介護保険サービスの利用状況がわかる給付情報に、私ども高齢者福祉課が所有する保険外サービスの利用状況がわかる保険外給付情報を、それぞれの情報で共有する住民番号でマッチングをさせるといったものでございます。対象者数といたしましては、ことしの4月30日現在で1万2,464人を想定しているものです。

3ページの別紙をごらんください。今回の目的外利用する情報につきましては、情報の保有元は介護保険課、利用先は高齢者福祉課でございます。登録業務の名称は「気づきシート（認知症ケアパス）の作成」です。個人情報の記録媒体といたしましては電磁的媒体で、目的外利用を行う理由は、前掲の対象者に係る社会資源の利用状況について現状分析を行うため、高齢者福祉課において当該対象者に係る以下の情報項目を利用して、気づきシートを作成する必要があるためです。目的外利用を行う情報項目は記載のとおりとなります。利用の時期・期間につきましては、本審議会承認後、以降継続をしてみたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】ご質問かご意見か、ございますでしょうか。

野もと委員でしょうか。よろしく願い。

【野もと委員】野もとです。

今回の諮問の第11条第2項第5号の目的外利用ということでございますけれども、今ご説明がございましたとおり、介護のさまざまな情報、また高齢者福祉課で共有をしていくという内容でございます、やはり大変重要なことであると思っております。本人の同意に当たりましては、これまで以上に丁寧にわかりやすく、例えば聴覚、視覚の障害の方ですとか、コミュニケーションが困難な方にも丁寧に話をさせていただければと思います。

意見だけ申し上げます。答弁は結構でございます。

【会長】じゃ、ご意見として。

ほかに、ご質問かご意見ございませんか。

はい、沢田委員。

【沢田委員】本人同意ではなくて、今持っている情報をほかのことに使って、さっきちょっと統計資料として言いましたけれども、何か施策に生かすための統計資料というか、そういうデータとして使うということですね。だから、この情報を何か、例えば高相センターみたいなところの人が使うとか、そういうことでは全然なくてですね。本当はもっと踏み込んだ情報も使って認知症の高齢者を守ることが必要だって今言われてはいるんですけども、それ

とはまたちょっと違って、ごく内部のことに使うという趣旨でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者福祉課長】この情報につきましては、その地域、私どもは、日常生活圏域の大体出張所単位で、その地域の中に何人ぐらい、どのぐらいの認知症状の方がいらっしゃって、その方たちがどのような社会資源を利用されているのか、こういった統計的な数として出しまして、それを今後の計画に反映する、それを生かしていくと、こういった使い方をさせていただくものでございます。

【会 長】野もと委員。

【野もと委員】繰り返し申しわけございません。私が申し上げた点でございますが、新宿区個人情報保護事務の手引きの24ページにございますところから、24ページ、第2項関係、1番から2番、3番、4番、今回の（5）番に、25ページ、当たるわけでございます。本項第1号から第4号までに掲げる場合以外において云々でございますけれども、ここの24ページの（1）のところ、本人の同意を得ることにより利用外目的を可能にするというところがありましたものですから、ちょっと確認の意味も込めてお話をさせていただきました。

ちょっと補足で、すみません。以上でございます。

【会 長】ほかに、ご質問かご意見ございますでしょうか。

【林委員】ちょっと関連でよろしいですか。

【会 長】どうぞ、林委員。

【林委員】教えていただきたいんですけれども、新宿区等が実施されています年1度の健康診断ありますけれども、ああいうところへ聞くと、本人の同意書、同意しないと当院としてはなかなか診られないという形でどこの病院もやっているんですけれども、あの情報は結局、病歴が全部、ヒストリーも全部、1カ所に集中する形になっていると思うんですけれども、結局、ここでは守秘義務があったにしても、ああいうことでやっていくと、医師会等の兼ね合いとかいたりすると、ちょっと関係ないのかもわかんないんですけども、ああいう取り合わせとしては余り縦割的な、我々区民としてはできなもんだから、どうなのかなと思うんですけれども。ここではこう言われているけれども、あちらではもう同意しないと診ませんよという形にはなっていますよね。なっているんですよ。

ちょっと突拍子もないことを言っちゃったのかもわかんないんです。そうだとしたらすみません。

【会 長】特別何か聞きたいこと、質問ありますか。

【林委員】だから、これが守れるのかなと思ってね、目的外のあれがきちんと。先ほどから、あちらの委員もご心配されているわけだけれども。

【会 長】これは区役所内部で、課が違うから……

【高齢者福祉課長】はい、目的外利用をさせていただきたいということの内容でございます。

【会 長】諮問されているわけですよ。ですから、区の職員を信用するかどうかの問題になってくるんで。

【高齢者福祉課長】データも、区のホストコンピューター上の中でデータのやりとりをいたしますので、基本的に、それを外部に持ち出したりとか利用することはございません。

【林委員】勘違いしました。

【会 長】一応そういうことのようなので……

【林委員】すみません、わかりました。

【会 長】危険度は少ないと思います。

ほかに何か、ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは諮問事項ですので、承認ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、これも承認ということで終了いたします。

10、やりますか。資料10が、ちょっと飛びますけれども、資料10、報告事項なので、何とかご協力ください。

資料10「後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知業務の委託等について」であります。それでは、ご説明ください。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長でございます。よろしくお願ひいたします。

件名「後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知業務の委託等について」ということでございます。

この事業に、具体的中身に入る前に、まず背景といたしまして、私ども、国民健康保険を所管しております。新宿区民約32万人のうち10万人が国民健康保険に入っているという状況でございますが、年々医療費が、医療給付費、これが上昇するというようなところから、非常に国保財政については厳しい状況がある。こういうのを背景に、今回のこういう取り組みを行わせていただきたいというふうに考えております。

2ページをごらんください。

この中の事業内容を先にごらんください。ジェネリック医薬品については、先発医薬品、こ

れの特許が切れた後に販売されるものということで、先発医薬品と同等の品質・安全性を持つ低価格な医薬品であるというものでございます。

今回、この上のところに対象者というのがありますけれども、国民健康保険の被保険者のうち、生活習慣病に係る医薬品の投薬を受けていらっしゃる方、また、ジェネリック医薬品への切りかえにより月額100円以上の差額の発生が見込まれる、こういう条件のもとに抽出いたしまして、その方々に対して——事業内容の段に入りますが——具体的に年3回、7月、10月、2月、対象人数は約8,000人を想定しておりますが、この方々に先発医薬品と後発医薬品、これの差額がどのくらいの金額であるかという通知を圧着はがきの形でご通知するというような、この事業を今回国保連、いわゆるこれは国民健康保険団体連合会と申しまして、私どもの通常レセプト審査支払い、これを実施している機関でございまして、そちらのほうに委託するというような内容でございまして。

3ページをごらんください。こちら、別紙ということで、具体的な情報項目が書いてございます。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目、これは別紙1のとおりということで、具体的な内容は4ページにございますが、こちらに記載の内容は、いわゆるレセプト、こちらのほうに記載されているそれぞれの情報項目というような形になっております。

また3ページにお戻りください。

こちらのほうの委託内容でございましてけれども、実際、レセプトの取り扱いについては既に国保連に委託しております。その中で、国保連のほうで既に持つておる国民健康保険の被保険者のレセプトデータ、この中から先ほどの該当者を抽出し、そして、通知用の圧着はがき、これの印刷・出力を行うと。そして、この3番のところ委託の内容で、それを区に納品すると。ただ、これは通知して終わりということではなくて、その後、状況がどうなのかと、効果があるのかということとを4のところ、当該納品の2カ月後から1年間における効果を集計するというような形で委託を開始したいと。

委託の開始時期については、本審議会終了後、速やかに行いたいというふうに考えております。

委託に当たり区が行う情報保護対策については、所定の契約書に特記事項等を付すとともに、3番で、区の職員が必要に応じて立入調査をすることができるというような形で取り扱い、また、受託事業者においては、これは、国民健康保険団体連合会においては記載のような各種規定を持つております。2番目のデータ保護管理規程においても、具体的にシステム管理部長を

管理補助者、そして統括的な管理者としては事務局長を指定するというようなところで、組織としても個人情報の取り扱いについてはきちんと取り組んでいるような団体というところがございます。

そして、最後、9ページをごらんください。本業務委託においては、国民健康保険団体連合会のほうが再委託という形で、株式会社N T Tデータに対して委託を行っております。

この再委託理由というところをごらんいただきたいと思います。通常の診療報酬等の審査支払事務等において、既に国保連についてはデータ入力等、記載のような業務についてはN T Tデータに委託しているというようなことから、本後発医薬品の利用差額通知においても、同様な形での再委託というような取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

再委託先に対する情報保護対策についても、9ページ記載のような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

【会長】これは、新宿区だけじゃなくて、もう全国の自治体全部で同じことが行われるようになっていくのでしょうか。ご説明を。

【医療保険年金課長】この後発医薬品の通知については、23区でいうと、昨年の25年6月現在調査で、13区が既に行っているという形です。また、今年度は、全部調査終わっていませんけれども、やはりふえている状況です。全国においても、区市町村国保については、この取り組みをかなりな自治体が進めていると。

ただ、そのときに、委託先としてどこに、国保連にするのか、民間事業者もこれできますので、そこにするのかという違いはあるにしても、全国的にこのような取り組みというのは進んでいるという状況でございます。

【会長】何かご質問かご意見ありましたら、どうぞ。

はい、沢田委員。

【沢田委員】幾つか確認なんですけれども、以前、ジェネリックの問題については、生活保護の受給世帯の方に対してかなり、半ば強制みたいなような誘導の仕方をするということが問題になったことありますけれども、今回は国保ですから、対象がそもそも違うんですが、そういうこととは違うのかどうかということと、それから、これ、全員が対象というわけではなくて、かなり日常的にお薬使われている方で、多くが生活習慣病だとかの疾患のある方になるかと思うんですね。そうすると、その情報というのはすごく欲しい業界はあると思うので、それが流出してしまうと大変だというふうに思うので、これ、国保連からN T Tデータに再委託という

ことなんで、NTTデータに対しては、その辺の個人情報の取り扱いをきちんとやってもらわないといけないと思うんですけども、そこに対して、きちっとそれが担保されるのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

【会長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】前段のところの生活保護の関係においては、生活保護は法定受託事務で、さらに生活保護法で後発医薬品の使用についての規定を、法改正して盛り込んだというような流れがあります。

今回の国民健康保険事務については自治事務ということで、こういう取り組みをするしないについては私どもの判断というところがございます。ですから、その中で考えるのは、実際の被保険者の方々に対して強制するというようなところで私どもは考えていないと。あくまでも情報提供、そして、最終的にそれを使うか使わないか、ご判断いただくのは区民の方々というようなことで取り組んでいきたいというふうに思っております。

またあと、NTTデータへの再委託というところからの情報の保護、この点については通常の、先ほどもご説明させていただきましたけれども、レセプト審査においても、電子計算処理については国保連が、いわゆるこういう電算関係の民間事業者に委託して取り組んでいるという流れの中での今回のジェネリック、後発医薬品についての取り組みでもございます。通常のレセプト審査支払いと同様な形で、この個人情報の流出をきちんとないように進めるという点については取り組んでいくというところは、契約書、それから、私どものほうも先ほど立入検査のお話もさせていただきましたけれども、そういった点からしっかり担保をしていきたいというふうに考えております。

【会長】よろしゅうございます。

これ、差額通知はいいですけども、それだけですか。それとも、こういうジェネリック、後発医薬品ございますよとか、何かそういう、宣伝と言ったらちょっとオーバーかもしれませんが、ただ通知して金額幾らですよ、差額幾らですよなんて通知して、誰が読むかわかんないような文書を発送しようとしているんですか。それとも、私が言いましたように、後発医薬品のほうへ誘導するような何か文書を一緒に発送しようというお試みでしょうかですよ。

はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】実際の通知のところには、先発医薬品名と、それから後発医薬品もいろんな種類ありますけれども、その中の1種類の名称、そしてその差が幾らであるというような形で、具体的にご通知をするような形。

それと、それがひいては保険財政のみならず、やはり3割、2割、1割負担されている、それぞれの方々の負担の軽減にもつながるといふところのご案内文は入れていきたいというふう
に考えております。

【会 長】ご意見ある人。私は質問の範囲でとどめておきますから。何かさらにご質問、ご
意見ございますでしょうか。

じゃ、山田委員。

【山田委員】山田でございます。

もう会長からお叱りを受けるかもしれない。今、会長が聞いたことも、私、聞きたかった。
これは保険年金課長の範疇外ですが、私、後期高齢者でございまして、やはり同じくジェネリ
ックを使っておりますので、これ、縦割りのな国保連合会じゃなくして、やっぱり広域連合の
後期高齢者の団体等についても同様のことが言えるんじゃないかと思うんで。これは区政情報
課長のほうかもしれない。こういう問題については縦割り、やっぱり後期高齢者の対象になる。
新宿から光を放す意味で、そういう意味では、その連合会に新しく、国保連合と同じように、
こちらもしっかりジェネリックを奨励して、一部負担になればそれもありがたいことござい
ますので、そういうこともちょっと何か機会があったら、ひとつ新宿区から光を放していただ
ければ、大変私もありがたいなと思っております。

以上でございます。

【会 長】趣旨はおわかりですよ。これはもうご意見としてお聞きしておけばよろしい。
ほかに何かご質問か、林委員、どうぞ。

【林委員】先ほどの確認したいんです。これはあくまでも新宿区としては事業として通知をす
るまでということ、強制はしないということの間違い、確認したいんですけれども、大丈夫
ですね。強制はないですね。

【医療保険年金課長】やっぱり今、それぞれの方々の病気であつたりけがの、病気のことで
すので、実際それを使う使わないは、やはりご本人の判断、それとあと主治医のお医者さん、ま
た薬剤師の方と相談した上での判断という形になります。私どもはあくまでも情報提供とい
うことにとどめたいというふうと考えております。

【会 長】はい、林委員。

【林委員】こんなことをなぜ申し上げるかという、これは断定できる部分、全部のお薬のこ
とはもちろんわかりませんが、卑近な例として、先発のお薬とジェネリックのお薬が全
くイコールであつて、特許の面だけで安いというのはどうやら間違いの認識のようでありまし

て、特に血圧の薬なんですけれども、やっぱり先発を、高くても、例えば数千円違って、飲むには飲むなりきの、これは薬剤師のみんなの話なんですけれども、飲む理由があつて、ジェネリックにすることによって命取りになっちゃうことが多発しているんですよ。今回、雑誌なんかにもあれだけ いろいろ出ていますのでね。だから、それで今、私、伺ったんですけれども、これは強制はないなということ。

もし新宿区がそんなことに手を、情報を利用したって、これ、まさに目的外の利用でもって、販売に手を出したみたいな形になりますので、そちらのほうに誘導したみたいになっちゃいますので、先ほど会長言われたとおりなんで、確認させていただきました。すみません。

【会 長】まあ、その点は気をつけていただきたい。余り審議事項とは関係ないかもしれないんだけど、やっぱり皆さんそのあたりはご心配だと思うので、気をつけていただきたい。

ほかに何か、ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、とにかくきょうは早く、この段階で終わりにさせていただきたいと思えます。

じゃ、今の資料10の報告事項については、委託と再委託とございましたけれども、両方とも了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい。じゃ、本件は了承ということで終了いたします。

ところで、区政情報課長、この積み残したものはどういうふうにしましょうか。次回に……。

【区政情報課長】積み残しは、次回6月26日、頭からやらせていただければと思います。お時間、午後2時から、第4委員会室。今度、場所変わりますので、お気をつけください。おりて奥、右奥になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【会 長】そうすると、きょう審議しなかった資料は、ぜひ保管して、次回お持ちくださいでしょうか。それとも再発送……。

【区政情報課長】もう一度私も見直しを。

【会 長】していただく。

【区政情報課長】再点検をさせていただいて、修正等がございましたら、差しかえとしてご送付させていただくものもあるかもしれません。

【会 長】じゃ、一応持ってたほうがいいですね。

【区政情報課長】一応、きょう置いといてもらうか。

もう一度、資料番号も……

【会 長】変えてね。

【区政情報課長】ええ、変えて……

【会 長】今度、1番からつけ直して。

【区政情報課長】お出しをしたほうがわかりやすいかと思いますので、置いていただければ、新しいものをお送りしたいと思います。

【会 長】いずれにしろ新しくいただけるということで、今回の残ったものを持っているかどうかはご自由だけど。

【区政情報課長】ええ、そうですね。

【会 長】はい、ということにさせていただきます。

何ですか。

【一委員】持ってこなくていいわけ。

【会 長】ああ、持ってこないでも。通知と、開催通知と一緒に届くかもしれないんで、それは持ってきていただかないといいかんけど、きょうのやつは廃棄されても、後で届くというふうにご理解いただきます。

それでは、本日はこれもちまして閉会といたしますが、事務局のほうから何か連絡事項はございますでしょうか。

【区政情報課長】はい、連絡事項と申しませう。

きょうは本当に超過しまして、まことに申しわけございませんでした。二度とこのようなことがないように善処いたしますので、ご容赦のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【会 長】質問が多かったんだから、やむを得ないと思います。

それでは、本日はこれもちまして終了といたします。長時間、どうもご協力いただきましてありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後 4時30分閉会